(4) 継続企業の前提に関する注記 該当事項はありません。

# (5) セグメント情報

# 【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)

	調剤薬局 事業 (千円)	医薬品卸 事業 (千円)	ヘルスケア 事業 (千円)	不動産事業 (千円)	計(千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	4, 177, 952	165, 076	133, 377	18, 692	4, 495, 098	_	4, 495, 098
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	_	56, 997	91	_	57, 088	(57, 088)	_
計	4, 177, 952	222, 073	133, 469	18, 692	4, 552, 187	(57, 088)	4, 495, 098
営業利益	297, 673	11, 270	19, 628	10, 248	338, 820	(104, 584)	234, 236

- (注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。
  - 2 各区分の事業の内容
    - (1) 調剤薬局事業・・・・・処方箋受付専門の医薬品の販売を行っております。
    - (2) 医薬品卸事業・・・・・医療機関等へ医薬品の販売を行っております。
    - (3) ヘルスケア事業・・・・介護施設の運営、医療施設等の賃貸業務、及び医療・介護に付随する業務を行っております。
    - (4) 不動産事業・・・・・一般不動産を所有し賃貸業務を行っております。

# 【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

### 【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)

海外売上高がないため該当事項はありません。

### 【セグメント情報】

### 1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、商品の内容と事業の形態及びサービスの性質を考慮して事業部及び子会社を置き、事業部及び子会社は、推進する事業について包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、事業及びサービスを基礎とした、「調剤薬局事業」、「ヘルスケア事業」、「医薬品卸事業」、「不動産事業」の4つを報告セグメントとしております。

「調剤薬局事業」は調剤薬局の経営を、「ヘルスケア事業」は介護施設の運営、医療施設等の賃貸業務、及び医療・介護に付随する業務を、「医薬品卸事業」は医療機関等への医薬品の販売を、「不動産事業」は一般不動産の賃貸業務を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)

(単位:千円)

		報	調整額	四半期連結 損益計算書			
	調剤薬局 事業	ヘルスケア 事業	医薬品卸 事業	不動産事業	計	(注) 1	計上額 (注) 2
売上高							
外部顧客への売上高	4, 462, 624	203, 932	168, 706	19, 035	4, 854, 298	_	4, 854, 298
セグメント間の内部 売上高又は振替高	950	91	70, 927	_	71, 969	△71, 969	_
計	4, 463, 575	204, 023	239, 633	19, 035	4, 926, 267	△71, 969	4, 854, 298
セグメント利益	405, 265	11, 391	15, 592	10, 224	442, 473	△106, 295	336, 178

- (注) 1 セグメント利益の調整額△106,295千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用107,808千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
  - 2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

# (追加情報)

当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(6) 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記 該当事項はありません。